

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	家畜改良増殖法の一部を改正する法律	
規制の名称	特定家畜人工授精用精液等の容器の表示/譲渡等記録簿の作成及び保存	
規制の区分	新設	
担当部局	農林水産省生産局畜産振興課	
評価実施時期	令和2年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	現在、家畜の改良増殖を促進するため、不良な家畜人工授精用精液等の生産、流通及び利用を防ぎ、品質保持等を目的として各種規制が設けられているが、譲渡譲受に係る流通履歴の帳簿等への記録及び保存が義務付けられておらず、家畜人工授精用精液等の流通経路を把握する手段が困難な場合がある。また、家畜改良増殖に係る関連技術が普及したことにより、家畜人工授精所の開設者でない者が、衛生管理が不十分な家畜人工授精用精液等を流通させている事案が発生している。 こうした状況で、和牛のように我が国固有の優秀な能力を有するに至った家畜人工授精用精液等については、血統等を偽り不当な高価格で販売されるリスクも増加し、これらにより家畜人工授精用精液等の適正な流通の確保に支障が生じ、畜産振興や畜産経営の妨げの一因になることが懸念される。 そのため、和牛などの付加価値が高く農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等について ① 容器に収めたときは、当該容器に種畜の名称等の表示の義務付け ② 譲渡譲受等したときは、譲渡譲受等に関する事項を記載した譲渡等記録簿の10年間保存の義務付けの措置を講じる。	
想定される代替案	特定家畜人工授精用精液等の取引毎に行政庁への届出の義務付け	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	特定家畜人工授精用等を容器に収めたときに種畜の名称等を表示することは慣行として行われているため、今回新たに義務づけられる名称等表示に関しては、基本的には既存設備で対応できることから規制を遵守するための追加的な費	事業者は、行政庁への届出を継続的に実施する必要がある、遵守のための事務費用が追加的に家畜人工授精所一件に対して約26万円発生する。

		用は発生しない。 譲渡等記録簿についても、商法等において既に取引記録の会計帳簿の作成及び 10 年間の保存が義務付けられており、当該取引記録を譲渡等記録簿上の記録として流用できることから規制を遵守するための費用は発生しない。	
	行政費用	特定家畜人工授精用精液等の在庫調査等の監督業務等において、容器の表示及び譲渡等記録簿の確認を行う業務の発生が想定されるが、これまで行政指導として行っている業務において、容器の表示や譲渡等記録簿の確認を一連の業務として行うことから、一概に行政費用の増加につながるものではない。	取引毎の届出を受理しなければならず、受理業務や各届出情報を事業者毎に整理する等のための人件費等の行政費用が発生することが想定される。
直接的な効果(便益)の把握		特定家畜人工授精用精液等の不正取引等が発生した場合に、当該特定家畜人工授精用精液等が収められている容器に表示されている種畜の名称等から生産元を把握し、譲渡等記録簿の記載事項に基づいて、流通過程を確実に効率よく進めることが可能となり、事案発生に伴う行政庁の調査費用（給与費、需用費）が減少する。 また、血統矛盾等の抑制により、繁殖農家の経済的被害額の減少約 4.8 億円が防止される。	血統矛盾等の抑制により、繁殖農家の経済的被害額の減少約 4.8 億円が防止される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握		血統の同一性の担保が強化されることにより、血統を条件に含むブランド創設のインセンティブが強化され、ブランド化による畜産物の競争力強化が期待され、ひいては我が国の	血統の同一性の担保が強化されることにより、血統を条件に含むブランド創設のインセンティブが強化され、ブランド化による畜産物の競争力強化が期待され、ひいては我が国の

	畜産の振興に寄与する。	ては我が国の畜産の振興に寄与する。
費用と効果（便益）の関係	遵 守 費 用： 新たな遵守費用は発生しない。 行 政 費 用： 新たな行政費用は発生しない。 効果（便益）： 血統矛盾による価格低下等の経済的被害の防止として、血統矛盾発生時の市場取引額の減少約 4.8 億円の便益が見込まれる。 これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項		
事後評価の実施時期等	法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。	
備考		